

財務省告示第三百九十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十八年九月二十日に発行した利付国債の発行条
 件を次のとおり告示する。
 平成十八年十月六日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行行 格
利付国庫債券（十年）（第二百八 十二回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四条第三 項第五号に規定する簡易生命保 険資金による引受け	額面金額で四百二十億円	四百十九億二千八百六十万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十八年九月二十日 額面金額百円につき九十九円八 十三銭

十一
十二
初期
利率

年一・七パーセント
平成十九年三月二十日
を
支
払
期
と
し
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
支
払
う
。
た
だ
し
、
支
払
期
が
銀
行
休
業
日
に
当
た
る
と
き
は
、
そ
の
翌
営
業
日
に
支
払
う
。
以
下
、
次
号
及
び
第
十
四
号
に
お
い
て
規
定
す
る
期
日
に
つ
い
て
同
じ
。
)

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三
第二期
以後
の
利
子

毎
年
三
月
二十
日
及
び
九
月
二十
日
を
支
払
期
とし
、
各
支
払
期
に
お
い
て
、
そ
の
日
以
前
六
月
間
に
属
す
る

十四
償還
期限

平成二十八年九月二十日

十五
償還
金額

額面金額百円につき百円

十六
払込
期日

平成十八年九月二十日